

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う 漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

我が国をめぐる国際環境等に鑑み、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後も予想されることから、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限をそれぞれ5年延長する。

改正の概要

1. 駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限の延長

法律の有効期限を5年（令和10年5月16日まで）延長する。

2. 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限の延長

法律の有効期限を5年（令和10年6月30日まで）延長する。

【延長の必要性等】

国際環境の変化等に伴い離職を余儀なくされた駐留軍関係離職者及び漁業離職者については、駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「駐留軍法」という。）及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（以下「漁臨法」という。）に基づき、再就職の促進等のための特別の措置を講じている。

こうした措置について、

- ・ 今後、在日米軍の再編に向けた取組については、日米で合意された再編の実施のための日米ロードマップ等に基づき進められていく予定であり、令和4年1月の日米安全保障協議委員会の共同発表においても、沖縄統合計画に基づく嘉手納以南の土地返還の取組及び約4千人の米海兵隊の要員の沖縄からグアムへの移転（令和6年開始）を含む在日米軍再編に係る二国間の取組を加速させる重要性が確認されているなど、駐留軍等労働者の雇用に影響が生じる可能性が現に高まっていること
- ・ 我が国の漁業をめぐる国際環境についても、かつお・まぐろ類の地域漁業管理機関において、沿岸国と遠洋漁業国の間での漁獲枠の配分の抜本的な見直しを求める議論が活発化しており、我が国遠洋漁船の主要漁獲対象種の割当量の大幅な削減等を余儀なくされる可能性が高まっていること、また、ロシア連邦政府等の二国間協定の相手国政府による規制の強化等により、沖合底びき網漁業やたら等はえ縄漁業等における我が国漁業者への影響が懸念されるなど、依然として厳しい状況にあり、今後も国際協定の締結等による減船が行われ、漁業離職者が発生することが見込まれる状況にあること

等を踏まえ、引き続き実施することが不可欠であることから、両法の有効期限をそれぞれ5年延長する。

法律の有効期限：駐留軍法 平成35年5月16日（令和5年5月16日）、漁臨法 平成35年6月30日（令和5年6月30日）

施行期日

公布の日